

次期社会教育基本計画の策定スケジュールについて（案）

旭川市社会教育基本計画は、旭川市総合計画に基づき、社会教育行政を推進するに当たり、基本的方向性（理念、基本目標）を共有し、社会教育行政振興に資する基本施策等を体系的に示し、計画的な展開を図るために策定するものである。

現行の「旭川市社会教育基本計画」は、平成 28 年度から令和 9 年度までの期間であり、令和 9 年度末をもって計画期間が終了することから、令和 10 年度を始期とする次期計画の策定作業を令和 8 年度から始める。

1 検討体制

社会教育委員会議に加え、より具体的、専門的な検討を行うため、議長・副議長のほか委員 2 名の 4 名で構成する専門部会を設置する予定

2 スケジュール

○令和 8 年度

- ・令和 8 年 5 月 19 日に旭川市教育委員会から諮問
- ・社会教育委員会議を 5 回開催予定（今回の会議を含む）
- ・社会教育委員会議の開催の間に専門部会を開催
- ・令和 9 年 2 月を目途に答申

○令和 9 年度

令和 8 年度の答申に基づき、具体的な計画を作成し、社会教育委員会議での議論および市民意見を反映した上で、次期社会教育基本計画を策定する。